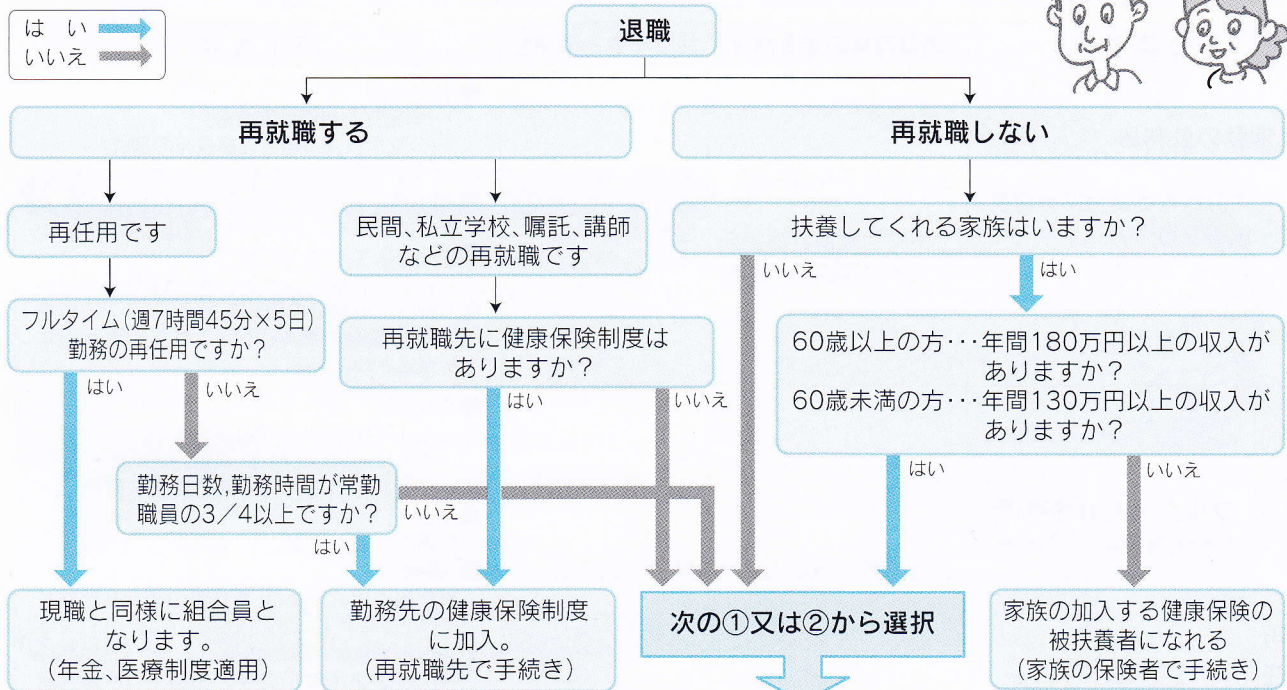
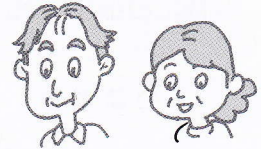


退職後の医療給付について

公立学校共済組合の組合員が退職した場合、その翌日から共済組合の組合員証を使用しての医療給付が受けられなくなります。下表を参考に、新たな健康保険に加入してください。
(現職時に使用していた、組合員証は使用できませんので、早急に返却ください)



1

共済組合の任意継続組合員になる

(退職日から20日以内に共済組合へ手続き。**1日でも遅れま
すと加入できなくなります**のでご注意ください)

- ※在職時と同程度の医療制度適用(休業手当金を除く)
- ※被扶養者は現職時と同様(認定要件有り)
- ※年間掛金は42万程度
- ※加入期間は最長2年間
- ※途中脱退可能
- ※年金制度の適用なし

『参考』

平成23年度任意継続掛金
短期任意継続掛金率: 84/1000
介護任意継続掛金率: 10.48/1000
平均給料月額: 375,000円

2

市町村の国民健康保険に加入

(退職日から14日以内に居住地の役所にて
手続き)

- ※国民健康保険料は世帯単位での算定になり、また、前年度の所得により算出されます。定年退職者1年目の方はほとんどの方が最高限度額となります。

『参考』

平成22年度の金沢市の保険料
最高限度額 年額73万円
(医療50万円 支援分13万円 介護10万円)

※国民健康保険料の額については、居住地の市町村役場へお問い合わせのうえ、ご確認ください。

任意継続組合員を希望される方は...

- ①「任意継続組合員申出書」の提出.....【提出期限:平成23年4月6日】
- ②任意継続掛金の納付(申出書提出後に送付).....【納付期限:平成23年4月11日】

※3月中に申出書を提出していただいた場合は4月1日までに組合員証及び任意継続掛金納付書を送付します。
申出書提出後に再就職が決まった時や他の健康保険に加入する場合は、必ず共済組合までご連絡ください。